

令和 6 年 9 月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 4 9 号	宇治市休日急病診療所条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市休日急病診療所条例	1
議案第 5 0 号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	2

宇治市休日急病診療所条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第6条（略） （診療費） 第7条（略） 2（略） 3 診療を受ける際、被保険者証等の提示をした_____者は、前項に規定する額から保険者負担分を控除した額を納入しなければならない。 4 診療を受ける際、被保険者証等の提示がない_____者は、第2項に規定する額を納入しなければならない。 第8条～第11条（略）	第1条～第6条（略） （診療費） 第7条（略） 2（略） 3 診療を受ける際、<u>被保険者等であることの確認を受けた者は</u>、前項に規定する額から保険者負担分を控除した額を納入しなければならない。 4 診療を受ける際、<u>被保険者等であることの確認ができない者は</u>、第2項に規定する額を納入しなければならない。 第8条～第11条（略）

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第26条（略） （徴収猶予） 第27条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号の<u>一</u>に_____該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6カ月</u>_____ ____以内の期間を限つて徴収猶予することができる。 （1）～（3）（略） （4）<u>前各号</u>に掲げる理由に類する理由があつたとき。 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を<u>添付して</u>、市長に<u>提出</u>しなければならない。 （1）～（3）（略） 第28条～第28条の4（略） （罰則） 第29条 法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、100,000円以下の過料に	第1条～第26条（略） （徴収猶予） 第27条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6箇月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）</u>以内の期間を限つて徴収猶予することができる。 （1）～（3）（略） （4）<u>前3号</u>に掲げる理由に類する理由があつたとき。 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を<u>添えて</u>、市長に<u>申請</u>しなければならない。 （1）～（3）（略） 第28条～第28条の4（略） （罰則） 第29条 法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者_____は、100,000円以下の過料に

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
処する。 第30条～第32条（略）	処する。 第30条～第32条（略）